



## 1 在留資格認定証明書を 受け取った人 または 在留資格認定証明書の 申請をしている人

### ①在留資格認定証明書を 受け取った人について

普段は 3か月間有効ですが、特別なルールとして 次のようにします。

- 2020年1月1日から 2021年7月31日までに 作られた 在留資格認定証明書は、2022年1月31日まで 使えます。
- 2021年8月1日から 2022年1月31日までに 作られた 在留資格認定証明書は、作った日から 6ヶ月間 使えます。

※ この特別なルールは、在留資格認定証明書が2022年1月31日までに作られた場合のものです。在留資格認定証明書を使うことができる日を過ぎてしまった人は、もう1回申請をしてください。※ 申請の内容が前と同じときは、入管に出す書類が少なくてよいので、在留資格認定証明書を早くもらうことができます。

くわしくは[こちら](#)を見てください。

### ②在留資格認定証明書を 申請している人について

今申請をしていて、活動を始める時期を 変えることになった場合、原則として 受入機関が作った 理由書だけでも 審査をします。

## 2 在留資格に関する 申請をしている時に 再入国許可で 日本から出た人

再入国許可（みなし再入国許可も含む。）で 日本から出ている人が、日本を出る前に 在留資格変更許可申請、在留期間更新許可申請 または 永住許可申請をしていて、新型コロナウイルス感染症の影響で 日本に入ることができないときは、日本にいる親族 または 受入機関で働いている人などが、許可がおりた 在留カードを 代理で 受け取ることが 認められます。そして、日本から出ている人が 再入国許可で 上陸申請をすることが できるようになります。

## 3 再入国許可で 日本から出ている間に 再入国許可の期限が 切れてしまった人など

① 在留資格認定証明書を もらえる対象に 入らない人（「永住者」など） 滞在先の 在外公館で ビザの申請をしてください。

※「永住者」の人は [こちら](#)から 詳しい情報を 確認できます（リンク先は 日本語のみ）

※「定住者（告示外）」と「特定活動（告示外）」の人は [こちら](#)から 詳しい情報を 確認できます。

② 在留資格認定証明書が もらえる対象に 入る人（留学生、技能実習生、技術・人文知識・国際業務等）

中長期在留者（留学生や 技能実習生など）として 日本にいた人が、再入国許可で 日本から出ている間に 新型コロナウイルス感染症の影響で 日本に入ることができず、在留期限を 過ぎてしまい、もう一度 在留資格認定証明書の 交付申請をする人は、申請書と 受入機関が作った 理由書だけでも 審査をします。※詳しくは [こちら](#)を見てください。

③ 「高度専門職2号」で 日本にいた人

②で 「高度専門職1号」として 前の活動に 合わせた 在留資格証明書の 交付申請をしてください。（「高度専門職1号」の 査証を 受け取りますが、日本に入るとき、日本の空港で 「高度専門職2号」として 新しく 日本に入るための 手続をすることが できます。）